

一八九一年濃尾震災と死者追悼

—— 供養塔・記念碑・紀念堂の建立をめぐる ——

羽 賀 祥 二

序

災害によって生じた死者をいかに追悼するのかわという問題は、宗教と災害との関係を考えるためだけでなく、それぞれの時期の社会の災害に対する対応を説明するためにも欠かせない課題である。歴史的に見て、多くの犠牲者を出した代表的な災害には、火事・水害・飢饉・流行病、そして地震・津波がある。こうした災害での死者を供養するために、近世には供養塔が、そして近代にはそれに加えて記念碑が建立されてきた。

江戸における明暦大火の犠牲者のための供養塔が現在東京豊島区の本妙寺にあるが、その隣には安政大地震の供養塔も立っている。災害によって生じた犠牲者Ⅱ「非命の死」を追悼することが、近世を通じてある一定の信仰様式に従って行われてきたことをうかがうことができる。近世の災害による死者ということ言えば、飢饉に伴うそれがもっとも大きなものであることは間違いない。飢饉によ

る死者の冥福を祈るために建立された飢饉供養塔に関しては、菊池勇夫の東北を対象にした研究が注目される。

菊池は『飢饉の社会史』の第八章「餓死供養の諸相」で、飢饉をくぐり抜けた人たちが餓死者たちとどのように向き合っていたのかという視点から、領主・地域社会における死体処理や死者供養の事実を明らかにした。そして菊池は餓死者の埋葬地（塚）や供養碑の事例、さらに大名が犠牲者を供養するために祭文を捧げたという興味ある事実を紹介した。菊池が参照した供養塔調査資料のほとんどについて私はまだ見ていないが、これまで一定の研究成果を上げてきたことを確認することができる。

近代の災害記念碑を調査し検討することは、史蹟記念碑や社会に功績を残した人物の顕彰碑を生み出してきた、一九一〇世紀日本の記念碑文化を考えるために欠くことのできない作業である。さらに一九世紀後期から建立され始めた戦死者の事蹟を顕彰し、鎮魂する戦争記念碑をも視野に入れて考えていかななくてはならない。災害による犠牲者も戦死者と同じく「非命の死」だと理解されていたか

らである。本稿が取りあげる一八九一(明治二十四)年の濃尾震災の直後には、多くの戦病死者を生んだ、初めての本格的対外戦争である日清戦争が起きている。ほぼ同時期に発生した二つの大量死に対して、近代の日本社会がいかに対応したのかを、今後比較しつつ考察したいと考えている。石に文字を刻むという行為、ある出来事やその評価を後世に記憶として残すという行為が、いかなる意味で近代社会においてもっていたのかを全体として明らかにしつつ、他方で記念碑が近代社会史研究に不可欠の資料であるという位置づけを明確にしていきたいと考えている。

本稿ではとりあえず一八九一年の濃尾震災を例に、災害供養塔・記念碑を宗教社会史的な視点から検討していくための基礎作業を行いたいと思う。しかし現在事例を調査している最中であり、また考察も十分ではなく、若干の事例報告に止まらざるを得ない。今後さらに調査を進めて、濃尾震災を中心にした災害をめぐる宗教社会史的な研究を深めていきたい。また濃尾震災後の岐阜県政の動向や震災救助金をめぐる問題に関しては、重松正史や飯塚一幸による優れた地方政治史・地方行政史の研究があり、こうした研究を踏まえて、災害に対する社会の対応に関する全体的考察をまとめたいと考えている。

一 災害記念碑の調査研究

災害に関わる供養塔や記念碑の研究を進めていくときに参考とすべき研究として、ここでは専門分野を異にする三人の研究を取り上げておきたいと思う。

第一に、民俗学による金石文の調査研究の成果である。災害供養塔や記念碑に関する先駆的な調査を行ったのは、『宮城縣史』に「災害金石志」を書いた三原良吉である。これは宮城県下を対象にした調査研究であり、三原は災害に関する供養碑や記念碑などを、飢饉金石文と災害金石文の二つに分け、野外調査で金石文の採録を行った結果を報告した。三原が災害金石文として取り上げた事例は四九基で、飢饉金石文一八三基(飢饉という銘文があるもの九二基、無いもの九一基)の方がはるかに多い。

災害の内訳は海嘯(津波)六、海難三九、水害・山津波四、火災三、火薬爆発二、コレラ八、鑄銭場災害四、その他五である。これらの金石文を刻まれた文字や題額にしたがって区分すれば、名号碑(碑面に「南無阿弥陀仏」の文字を刻む)、供養塔(碑)、追福碑、慰霊碑、記念碑の五つに分けられる。建立の時期としては、近世中期から戦後にまで及ぶ。三原は一部写真と採録図を含めて、碑文を全文紹介しており、災害記念碑の呼称や碑文の内容を検討することで、一地域の災害に対する信仰と社会意識を知ることが可能である。

表1 1896年・1933年三陸津波地震の供養碑・記念碑建立数

県名	供養碑数		記念碑数		計
	1896年	1933年	1896年	1933年	
青森	1	0	0	2	3
岩手	15	0	14	11	40
宮城	2	0	3	1	6
計	18	0	17	14	49

菊池万雄『日本の歴史災害』238頁より作成。

しかも三原の調査は、近世最大の災害である飢饉に関する供養碑を多量に採録しており、それとの対比で近代の災害記念碑を考える材料を提供している。先の菊池の供養文化研究と併せて、災害と慰霊の問題を考察できるだろう。

第二は、歴史地理学の観点からの近代災害研究の中に、災害記念碑に言及したものがあ。菊池万雄『日本の歴史災害——明治期——』がそれである。菊池は次のような供養碑・記念碑の事例を紹介している。

①一八八八（明治二十一年）年七月十五日の会津磐梯山の噴火は、巨大な山崩れと泥流が磐梯山の東北・東南の諸村を襲い、四九九名にも上る死者を出した。猪苗代町の真言宗西勝寺には故玉川正興の妻清子が建立した招魂碑がある。撰文は被害の状況を記した後、末文に「因て其の顛末を記し、之れを後世に告げ、且つ以て死者之霊を慰む」（原文）とある。また同じく猪苗代町の浄土真宗西円寺には「磐梯山破裂罹災死没之墓」（一八八九年七月十五日建立）があり、姓名不詳の死者五二名を合葬している。

②一八八九（明治二十二年）年八月十八—十

九日の台風による和歌山県下の水害は、特に東西牟婁郡に大きな被害をもたらした。富田川や日置川などが氾濫して、家屋に多大の流失・全潰の被害を出し、また死者は一、二四七人にも及んだ。大きな被害であったことを反映して、西牟婁郡富田町と白浜町、田辺市などには多くの記念碑が存在することが確認されている。

「明治大水害溺死者招魂碑」（写真に依れば「南無阿弥陀仏」を碑面に刻む名号碑である）、「溺死者哀悼之碑」、「明治洪水溺死群霊墓」、「溺死招魂碑」、「洪水溺死者各霊墓」といった供養墓や招魂碑という名称の石碑の他に、「西牟婁郡復旧記」、「富田川災害記」、「富田川洪水記」などの災害を記録するための記念碑もある。¹⁰

③一八九六（明治二十九年）年の三陸地震津波は、青森・岩手・宮城三県で死者二万六三六〇人、負傷者四、三九八人、三万戸を越える流出・倒壊家屋を出した稀に見る大災害であった。¹¹この地震津波に関する供養塔・記念碑は三原良吉も宮城県下において調査していたが、菊池は青森・岩手・宮城三県下の三陸沿岸の供養塔・記念碑を紹介している。表1は一八九六年、一九三三年の三陸地震津波に関する供養塔・記念碑建立数である。これから供養碑から記念碑へという推移を確認することができる。

第三に、これが本稿にもっとも関係する先行文献であるが、地震学の立場からの災害記念碑の調査研究がある。東京大学地震研究所の羽鳥徳太郎が行った地震・津波の供養塔および記念碑の一連の調査が実に多くの事例を提供している。¹²歴史地震を研究していく上で、

供養碑・記念碑の確認作業は津波の規模や津波による浸水域などを推定していく際の重要な参考資料となっている。羽鳥は一六〇五年の慶長地震、一六七七年の延宝地震、一七〇三年の元禄地震、一七〇七年の宝永地震、一八五四年の安政地震などによって生じた津波に関わる供養碑・記念碑を、房総半島、相模湾岸、三重県、和歌山県、大阪府、徳島県、高知県を対象に調査している。羽鳥が紹介した供養碑・記念碑の形状や碑文の内容はきわめて多彩であり、建立された時期も近世初期から戦後に及ぶ長期にわたっている。この調査から近世から近代の太平洋沿岸を襲った地震津波の犠牲者を供養し、また後世に津波襲来の事実やそれへの警戒を伝えようとする記念碑が、いかに数多く建立されてきたのか知ることができる(例えば一七〇三年の元禄地震津波に関する供養碑は、房総半島と相模湾岸において二五基に上る)。今後の災害と宗教や記念碑文化の研究に先ず第一に参照すべき研究成果である。

供養塔や記念碑の所在を確認する作業は、郷土史・自治体史の記述に頼る場合が多い。愛知県内で言えば、一八八九(明治二十二年)九月十一日、三河湾に面した幡豆郡を襲った津波の死者を追悼する「海嘯記念碑」、「水害供養碑」が建立されている。こうした災害記念碑の実態は不明というほかないのが現状である。しかし他方では、調査の努力が全くないわけではない。太平洋戦争中に起きたが、その事実すら隠されていた、一九四五(昭和二十)年一月十三日の三河地震に関する記念碑や慰霊塔についても、地震の実態を考える

一環として確認作業が行われている¹⁴。さらに安城の歴史を学ぶ会が編纂した『安城の石造物』¹⁵にも、三河地震と東南海地震(一九四四年十二月七日)に関する五基の震災記念碑が採録されている。

そのなかに一九五七年一月十三日に和泉町住民組合の遺族一同が建てた、「震災死歿者精霊所」と刻む記念碑がある(安城市和泉町の共同墓地内)。撰文には、和泉地区四百余戸のうち死者は八三名に及んだが、隣接地に航空隊があったため空襲を恐れて火葬にすることができず、土葬にしたと書いている。

災害記念碑はその建立の背景に様々な事情を抱えていることは言うまでもなく、それらの諸事情を考慮していくなかでのみ、災害と死をめぐる論点を深めていくことが可能だろう。その意味で災害記念碑の周到な調査と研究は、今後の一層の課題であることは間違いない。

二 濃尾震災による死者

一八九一(明治二十四)年十月二十八日早朝、岐阜県本巣郡の根尾谷を震源とする、マグニチュード八・〇の内陸直下型地震が起きた。愛知・岐阜両県を中心に北陸や関西の諸県の広い地域に被害をもたらした大地震であった¹⁶。死者数は七、二七三人、負傷者一七、一七五人、家屋の全潰一四万二七七戸、半潰八万三三四戸などであり、それらの被害はほぼ岐阜県美濃地域と愛知県尾張地域に集中

していた。

岐阜県においては、特に南西部に位置する岐阜市・大垣町・笠松町・竹鼻町・関町の被害がもつとも深刻であった。「岐阜市の盡滅」、「大垣町の焼失」といった都市の潰滅を表す見出しが紙面に踊り、「修羅地獄」の様相を呈した状況が報道され続けた。岐阜市の死者についても、新聞では連日「無惨な死」、「悲惨の極」といった表現で、その有り様が詳細に報じられた。¹⁷ その惨状は震災二年后に震源地近くの山県郡伊自良村の高井宗造が書き残した手記において、「地震ノ上火災アリテ町々皆黒土ニ変シ、目モ当テラレ又情況ナリ」と記すほど、強烈な印象を残していたのである。¹⁸

地震直後の惨状は新聞はもとより、特別に出版された小冊子などにリアルに描かれている。¹⁹ なかでも『岐阜日日新聞』が載せた被災地からの特派員報告（『震災地方巡視の実況』十一月四―七日号）は岐阜・笠松・竹鼻・大垣などの被害地の状況を詳細に報じ、当時の様相を想像させるに十分な迫力をもった記事となっている。

特派員は笠松から竹鼻に人力車を走らせる途中、地藏堂の傍らに新しく土盛りをした場所を見つけ、「土まん頭のみにて、花一本水一つ供へざるは未だ夫等に手の届かざるにや知らず」と、哀れみを込めて書いていた。

また竹鼻から大垣町に入った特派員は、その有り様を「一震の下、万骨枯る」と表現した。²⁰ 開闢寺の全潰の状況を目の当たりにして、その「非常の惨状」を報じた。地震当日は親鸞の命日で、しかも本

一八九一年濃尾震災と死者追悼(羽賀)

願寺連枝による法話が予定されていたため、本堂の内外には門徒が参集し、本堂の崩壊で一時に八〇余名が圧死し、さらに寺内から出火したため死体は灰燼に帰したという。そして特派員が視察した十一月三日、つまり地震から五日たっても、遺体は放置され、一部には焼け焦げた肉片が付着した骨もあったという。そして遺体の取りかた付けには多くの賃銭がかかるため、当局者も放置せざるを得ない状態だと記している。²¹

では地震直後の騒然たる状況の中で圧死者や焼死者の遺体は、どのように処理されたのだろうか。それに関して言及している史料は少ない。上に引用した高井宗造の手記には、「死亡人等ハ葬送ノ式ヲ略シ仮埋葬シタルコトナリ」と述べている。また地震の震源地であった根尾村での故老からの聞き取りが一つの参考となる。²² 水島地区の川部清九郎（一八八六年生まれ、聞き取り当時九三歳）は、地区は全滅状態で葬式などはできず、一人を除いて一三人の死体は長い穴を掘って一緒に埋めたという。また東板屋地区の蜂矢さと、（一八八〇年生まれ、聞き取り当時九九歳）は、棺桶も作ることができず、酒屋から三斗桶十数個を買ってきて、それに入れて墓場に長い穴を掘って、桶を並べて埋め、ずっと後になってようやく墓場で僧侶に読経をもらったという。

また名古屋市の状況を報じた新聞記事であるが、市内では一時に百数十人の死者を出したため、棺桶が不足し、その代金は普段は一三十銭の所、一円七〇銭にまで高騰したという。そして葬儀につい

ては、「送葬者なく僧侶なく、唯だ粗造の桶に白布を纏ひ、之を二人にて担ぎ、近親二三之に従ふのみ」と書いていた。²³⁾

地震における死はどのように受けとめられようとしていたのだろうか。例えば次のような新聞記事がある。地震発生六日後の『朝野新聞』に載った永洲生「震死者を吊ふ」という評論は、次のように書いている。²⁴⁾長文ではあるが、記念碑の建立を支えた精神、さらには記念碑の撰文を理解する上での参考資料として、引用しておきたい。

震の起るや吾正に晏眠猶ほ未だ起ず、衾を蹴て起きんとすれば、震は則ち已に去れり、而して何ぞ想はん、此数分時間は、我数万の生霊が、眇たる其の六尺の生氣を包みて、浩たる彼倒山の活力と闘ひ、忽然粉盡に帰して、怨魂郷土を繞るの時ならんとは、心を傷ましむる哉(中略)地の未だ震せざる瞬時前までは、彼の肉は暖かに、彼の血は穩かに吾と同じく晏眠の裡に華胥の夢を辿りしなり、誰れか霎時の後ち潰裂狼藉顛沛流離の惨況に遭遇するを料らんや、唯其の震の彼れに強くして、此に軽かりしより、彼等は死し、吾等は存せり、之をして処を換えしめば、吾肉は飛ばざりし耶、吾血は流れざりし耶、吾れ吾親を哭せざりし耶、親吾を哀まざりし耶、皆未だ知るべからざるなり、是を以て言へば這般の震死者は即ち吾死に代はれるなり、吾等をして若し彼等に代らしめば、彼等は將に吾等を悲まんとす、而して今斯くの如し吾は彼等のために吊はれざりしを喜ぶと共に、彼等が吾等をして其の

不幸を吊はしむるに至れるを悲む(中略)生者の死者を憐れむは天道なり、我人民ハ夷に義侠の心に富めり、況んや其の身代りとなる者に対するをや、死する者復た生くべからず、術は其の遺族者を救ふに在るのみ、死する者亦自ら奈何ともする能はず、遺族者の安穩なるを見ば、則ち以て瞑すべし、魂若し知るあらば吾言を聞け、我人民の義侠心は決して汝の遺族を顧慮せざるものに非ず、魂や以て地下に瞑すべし。

一瞬にしてそれまで生き生きとしていた生命を奪った地震ではあるが、数分間にしろその生ある人間は圧倒的な自然の力と闘ったのであった。生き残った者はそのこと自体偶然にしか過ぎないし、あの意味では身代わりとなったといってもよい。そうした身代わりの、自分がそうなたかもしれない死者に対して、憐れみと「義侠の心」を示さなければならぬ。具体的には義侠心をもって遺族を救助することであって、それがなされれば死者の魂は満足するだろう。これがこの文章の趣旨だった。

まさに瞬間的に生じた大量死を前にして、自らもその中に含まれたかもしれないという立場に立って、死とは何かについて、また残された遺族の心情を想像してみることであった。そこに同情心も沸き、義侠心が生まれる。そうした自然の力が揺り動かした感情が、新聞という媒体を通じて人々に示され、惨状の前に残された人々の共通感情として組織されようとしたのである。²⁵⁾

三 追吊法会・施餓鬼会の執行

この地震によって生じた大混乱と、多くの寺院が倒壊などの被害を受けたなかで、突然訪れた死を悼み、弔う宗教行為はどのように行われたのだろうか。死体を埋葬し、葬式を行い、戒名を付し、そして供養のための読経を執り行うという、最初に必要な葬送作法がある。しかし二で見たように、日常と同じ様な手厚い埋葬と葬儀が可能であったわけではない。仮埋葬ともいべき状況が各所で見られたであろう。そうした状況だけに死者の魂を弔う法会は、何よりも仏教界が重視したものであったと思われる。

表2に示したように、震災直後の追吊法会・施餓鬼会の記事は、岐阜・愛知両県の新聞で数多く確認することができる。これはあくまで新聞に載ったものに過ぎない。同様な法会が各地で行われていたと考えるべきだろう²⁶。むしろここでは数ではなく、どのような内容で法会が行われていたのかを問題とするのが適切だろう。

供養行事は多くの場合、追吊法会・施餓鬼会という名称で、ある宗派が単独で執行することが多かった。また真宗高田派や臨濟宗妙心寺派などのように、宗派の法主や管長が自ら岐阜・愛知県下に向いて、法会を主催したという例もあった。あるいは十一月十日岐阜県加茂郡八百津町の大仙寺（妙心寺派）で郡内の僧侶五十余名で追吊法会を行ったが、当時参会した僧侶はその後一週間郡内の各寺

を巡回して、同様の法会を執行したという²⁷。

愛知県中島郡馬寄村の聡信寺では、十一月十一日から十五日にかけて地震亡霊追吊法会を行っているが、その際には各地の仮葬や未弔式の死者のために特別の読経をなしたという例もある。このとき寺では死者の俗名を報知することを遺族に要望する広告を出した²⁸。こうした例は他にもある。

岐阜市の豊川大楽院は『岐阜日日新聞』十一月十二日号の広告で、十八日に大施餓鬼会を行うので死亡者の戒名・俗名を寺に知らせるように広告しているし、また妙心寺派も十一月二十、二十一日に大垣と岐阜で「震災亡霊供養施餓鬼」を行うので、罹災者の縁者は当日死者の戒名または俗名を持参すれば供養する旨を広告していた²⁹。先に見たように、通常の葬送儀式を執り行えないなかで、戒名も付けられないまま仮埋葬された死者も多かったため、こうした事態に対処するために寺による新聞広告が出されたと思われる。

さらに震災一周年の追吊法会・施餓鬼会・紀念会も各地で行われたことが確認できる。もともと大がかりな追吊法会の例として、笠松の一周年追吊法会を上げることができる³⁰。十月八日笠松仏教青年会は笠松東別院で一周年追吊法会を執行したが、この参加者は数千人に及んだと報じられた。さらに三十日（二十八日の予定が雨のためにこの日に延期）には、震災一周年の追吊法会が木曾川堤上に大柱を立てて、それに死亡者の姓名を記し、各町からは餅を、有志からは種々の供物を奉納し、町内の曼陀羅寺の二十五菩薩の練

表2 1891年11月岐阜・愛知両県下での犠牲者追悼行事

日	場 所	内 容
3日	名古屋市大光院	愛知仏教会本部主催、各宗僧侶による初七日の法会
"	愛知県知多郡上阿久比村最勝寺	天台・曹洞両宗の僧侶数十名による大施餓鬼会
"	" 碧海郡花園村真浄寺	追吊法会
4日	" 碧海郡井ヶ谷村深興寺	大施餓鬼会
6-7日	岐阜市西本願寺別院	本山から派遣された僧侶による法会
8日	愛知県碧海郡刈谷村仏教青年会仮本部	「非命に横死せし精霊を吊祭」するための法会、僧侶23名による
"	名古屋市橋町延広寺	義金を募り追吊法会を開く
9日	岐阜県恵那郡明智町龍護寺	施餓鬼会
"	名古屋市松山町安斎院	「非命に死せしものの為の追善会」
"	岐阜県恵那郡明智町大乘庵	施餓鬼会
5-9日	" 郡上郡八幡町蓮生寺	大谷派諸寺院僧侶による死亡者追弔会
10日	" 加茂郡八百津町大仙寺	臨済宗妙心寺派
"	" 郡上郡八幡町	浄土真宗大谷派、法会
"	" 沢村念興寺	
"	名古屋市古郷町教円寺	大谷派、旅籠・西脇両町の発起にて追吊法会
"	愛知県熱田町清雲寺	浄土宗西山派の大施餓鬼会
11日	岐阜県加茂郡八百津町正伝寺	臨済宗妙心寺派
11-15日	" 中島郡馬寄村聡信寺	「地震亡霊追弔会」「猶各地仮葬未弔亡者ノ為慈恵別経誦誦」
12日	" 加茂郡正宗寺	
"	" 可児郡平牧村	郡内の妙心寺派各寺院57名が永保寺住職を導師として龍泉寺で大施餓鬼を執行
"	名古屋市裏門前町万松寺	永平寺貫首森田悟山による「大施餓鬼会」
13-14日	" 門前町西本願寺別院	「震災死亡者追弔法会」
13-15日	岐阜県多芸郡下多渡村善教寺	浄土宗、「非命の死」とげた者のための追弔会
14日	" 加茂郡長康寺	
"	愛知県豊橋市龍拈寺	森田悟由による「震災死亡者大法会」
14-15日	名古屋市伏見町本願寺東別院	本山派出の小栗栖香頂による「震災死亡者追弔会」
15日	岐阜県加茂郡光徳寺	
"	" 加茂郡麻川村金昌寺	施餓鬼会
16日	" 加茂郡花蔵寺	
"	愛知県丹羽郡小折村常観寺	曹洞宗、「追弔法会」
"	" 知多郡東阿久比村興昌寺	浄土・天台・曹洞各宗僧侶による大法会
17日	岐阜県加茂郡川辺村妙楽寺	臨済宗妙心寺派
"	" 安八郡墨俣村明台寺	河内国茨田郡庭窪村浄楽寺住職下野孝哲発起の追弔会
"	愛知県知多郡大高村春江院	各宗僧侶による大法会
17-18日	名古屋市門前町西山派教会場	浄土宗、「震災死亡者追弔法会」
17-19日	岐阜県安八郡杭瀬村長明寺	真宗大谷派、追弔会
"	" 安八郡大垣町長勝寺	大谷派寺院有志による「震災死亡者追弔会」
18日	岐阜市美江町豊川大楽院	天台宗寺門派「変死者追善の大施餓鬼」
"	" 谷汲山華嚴寺	「震災遭難横死者追弔法会」
19日	名古屋市橋詰町高田本坊	真宗高田派法主常盤井氏による追弔会
20日	" 多芸郡養老村養老寺	追弔会
"	" 安八郡大垣町	妙心寺派管長を導師として「震災亡霊供養施餓鬼」
"	名古屋市橋詰町慶楽寺	浄土真宗大谷派、「震災死亡者追弔法会」
20-21日	名古屋市東門前町西蓮寺	浄土宗愛知支校、20日は「大和楽合奏大施餓鬼並阿彌陀經誦誦」、21日は阿彌陀千部法要
21日	岐阜市岐阜高等学校校焼跡	妙心寺派管長を導師として「震災亡霊供養施餓鬼」
22日	岐阜県武儀郡金山町長福寺	追弔会
"	愛知県中島郡一宮町妙興寺	臨済宗妙心寺派管長匠匡道による大法会
24日	名古屋市門前町総見寺	"
28-30日	岐阜市小熊町大谷派別院	「震災死亡者追弔法会」
28日	岐阜県安八郡大垣公園	曹洞宗有志による「震災死亡者追弔大施餓鬼」
28-29日	" 不破郡平尾村願證寺	郡内大谷派十五カ寺連合による「震災死亡者追弔会」
29-30日	" 西駒野村徳永寺	大谷派、「震災亡霊供養会」

* 『岐阜日日新聞』、『新愛知』、『扶桑新聞』による。

り物・餅投げ・煙火など多彩な余興を伴いつつ行われた。それは「町内一同昨年の不幸を吊し、更に一週年の無事を祝する」記念行事となったのである。

ところで地震から一年を経過した時点で、人々の気持ちに新たな面が見られるようになった。

あれから一周年各寺々では死者の一周忌法事杯もあり、我々も彼時死んだ様なものだから、今年は何事無しといふ趣向を立て、我身で我身の回向をするのです杯といふのが始まりで、今年は何所でも震災記念祭を執行するよしにて、当新地如きも廿八日は芸娼妓等までも夫々無事なりし者は、思ひくの趣向で身祝ひをする計画、又盛栄連の白拍子は去年難を茶屋町の須佐之男神社境内に避け、一週間の余も御厄介になり奉つたからと云ので、右お札の爲同社に盛んなる祭典を挙行すると云。

これは「地震記念祭」と題した新聞記事の一節であるが、当時の社会の雰囲気や心理の一端をうかがわせる。「我身で我身の回向する」という言葉には、大量死に直面しながらもかろうじて生き残った人間の複雑な心情が表れているように思われる。

また『朝野新聞』は一周年を迎えた名古屋の状況を報じているが、一年間の余震の回数に関して、岐阜では二、六二八回、愛知では一、一七〇回もあり、当日も「人々安き心もなく恟々たる有様見るも氣

一八九一年濃尾震災と死者追悼(羽賀)

毒なりし」と人々の不安感は解消されていないと報じている。そして、当日は早朝から戸を開け、戸外に出て、万々に備えたものが多かったという。また名古屋やその他の地域では神社仏閣に詣でて死者追悼の祭典を行ったこと、そして名古屋市内では「至る処青竹を樹て提燈を吊し、何方にても夫々記念の祭事を営みたり」との記事を載せた。³²

このような一年間無事であったという安心感、他方では地震への不安の感情が入り交じったところに、死者への追悼と、祭礼的な雰囲気・装飾をもった祭典の二つの要素を含み込んだ形で記念祭(会)が登場した。

四 震災供養塔の建立

濃尾震災後に建立された供養塔について、現在調査を進めている最中であり、表3に提示したように若干の例しか確認できていない。

岐阜市内を流れる長良川にかかる忠節橋の近くに、忠節延命地蔵尊という小さなお堂がある。この傍らに「濃尾震災横死群霊供養塔」と刻んだ供養塔が建っている(写真1参照)。右側面に「奉納大乗妙典念仏廻国修行者 世話人 水谷延蔵(ほか三名の氏名)」とある。また左側面には「助力者」の人名を刻むが、碑石の表面がかなり摩耗しており、判読が難しい状態である。また碑背には「明治二十六年旧七月十五日建之 当山三〇〇 林〇〇」とある。

表3 岐阜・愛知両県下の供養施設

名 称	現 所 在 地	建立(撰文作成)年月日	備 考
震災死亡者之墳	不破郡垂井町岩手祥光寺	1892年10月28日	高さ(H) 160cm×幅(W) 80cm 写真4
濃尾震災横死群霊供養塔	岐阜市忠節町四丁目忠節延命地藏尊	1893年旧暦7月15日	H282×W39×奥行37 写真1
震災横死者供養塔	大垣市西崎町旧観音寺境内	1908年10月	(形状未測定) 写真2
濃尾大震災横死者供養墳	名古屋市千種区尋盛寺墓地内	不詳	H193×W93×奥行24 写真3
震災亡霊菩提塔	一宮市本町地藏寺墓地横	不詳	H176×W49 写真5
濃尾関東大震災火災横死者供養塔	大垣市笠木町護国霊苑	1931年3月15日	H296×W73 写真15

* 供養施設の名称は石碑の碑面に刻まれたもの。

芦田正次郎によれば、石仏の造立に大きな影響を与えた教典に法華經があるという。³³ 經典供養塔の中には「大乘妙典」銘の廻国塔がある。芦田が紹介した東京都豊島区巢鴨・高岩寺の笠付の廻国塔は、写真から刻まれた文字を判読することは難しいが、「奉納大乘妙典***」とある。これは岐阜の「濃尾震災横死群霊供養塔」と同じ様式である。

忠節延命地藏の本堂の北には多くの地藏がある。それらは西国三十三カ所の霊場の順番を記しており、西国三十三カ所巡礼信仰に関

係する場所であった。岐阜市の北西には巡礼納めの三十三番目の霊場である谷汲山があり、碑面に刻まれた廻国修行は谷汲山に關係があったものだと考えられる。

この岐阜のものと同く似た形状の供養塔が大垣市西崎町にもある。³⁴ この場所は現在、住宅の敷地になっているが、ごく最近までは観音寺と呼ばれた寺院の境内地であった。供養碑の正面には「震災横死者供養塔」、右側面に「明治四十一年十月 海津郡西江村帆引 内田ぢう建之」、左側面に「明治二十四年十月二十八日濃尾震災」と刻まれている。³⁵ (写真2参照)。明治四十一年(一九〇八)は震災十七回忌に当たっており、おそらくこれを機に建立されたのであろう。しかし建立者の内田ぢうという人物についてはわからない。

この内田という女性が建立した震災供養塔はもう一基、名古屋市内に存在している。碑面には「七千百十五人精霊 濃尾大震災横死者供養墳」と刻む供養塔で、名古屋市千種区にある尋盛寺墓地内にある(写真3参照)。左側面には「岐阜県海津郡西江村帆引 内田じう」とあり、右側面に「明治廿四年十月廿八日」とある。ただしこの供養塔には大垣のものと同異なって、建立の年月は刻まれていない。だがこの供養塔は現在墓地の一角にあるが、他の記念碑類と一カ所に集められ、草に覆われて放置された状態にある。

しかし供養塔といっても、その形状が上にあげた角柱型のものと異なり、平板な石で作られた記念碑と類似したものもある。岐阜県不破郡垂井町の祥光寺の「震災死亡者之墳」がその一つである(写

真4参照)。

この震災死亡者を供養のための石碑は、「震災死亡者之墳」と碑面にあり、台石には「十方有志」という文字がある。そして碑背には「大地一朝六種震定知、諸佛現真身、劫□千尺揚塵處、宝塔巍然湧出新」という言葉を刻んである。一八九二年十月二十五日『岐阜日日新聞』は寺の境内に「震災死亡者のための記念碑を建立し、来る廿七日を以て、五十余名の僧侶を召集し、一周忌の追吊法会を執行するよし」と報じた。³⁶

また一宮市本町地藏寺墓地横の供養塔も石板型をしている(写真5参照)。この供養塔は上部に梵字の「バン」(大日)を、その下に「震災亡霊菩提塔」という文字を刻んでいる。真言宗寺院であるこの寺の境内には、一九〇〇年前後に建立された戦争記念碑や三界万霊碑など三基の石碑・石塔もある。またこの寺では震災直後土砂加持を行っており、³⁷中島郡一宮町での死者追悼と祈禱に一定の役割を果たしたと考えられる。

こうした供養塔の建立がいかなる信仰心を背景に行われたのか、上記の諸例から知るだけの材料はない。一八八九(明治二十二年)九月十一日、三河湾岸の諸村を襲った津波は幡豆郡内に大きな被害を出したが、一周忌にあたり吉田村(現吉良町)に三界万霊塔が建立された。³⁸この建碑の意図について、塔に刻まれた文章には次のようである。「彼ノ亡霊ノ為ノ碑ヲ立テ追福ノ供養ヲ伸サン」としたけれども、独力では無理なので、有志者の助力を得、職業に勉励し、

日夜骨身を惜しまず勉勵して、一年にしてようやく建碑を行うことができた。「此功德力ニ憑テ、遠近溺死ノ諸亡霊及有縁無縁三界万霊十方主聖同ク俱ニ覺路ニ発ランコト」が実現できたのである。まさにここでは生きている人間の功德の力こそが、非命の死に斃れた亡魂を救えることされた。供養塔建立の背後にはこうした日々の努力に培われた死者追福への志があったのではないだろうか。

五 岐阜・愛知両県下の震災記念碑

(一) 岐阜県下の記念碑

岐阜県下において現在確認できる震災記念碑を表4に示した。記念碑建立のもっとも早い事例が、岐阜市の北部、栗野地区の大龍寺にある「大震罹裁記念碑」である。

【碑文1】(写真6参照)

明治廿四年十月念八晝、地大震、本郡高富村落庄死八十七員、西田氏者大坂人、過訪親戚際、適値此變動、大勇義、建碑勒姓名、以遺永遠、更設追弔法筵、乃是廿五年十月下旬也、銘曰

震災残害、太極慘然、西氏発志、勒石遠伝
義勇不請、慈及無縁、法施薦福、菩提頓圓

(中略——八七名の死者の姓名)

美濃国山縣郡大智寺住持承天撰篆額併書

表4 岐阜県下の震災記念碑

記念碑名	現所在地	建立(撰文作成)年月日	備 考
大震罹災記念碑	岐阜市粟野大龍寺	1892年10月	H172×W222、碑文1・写真6
紀救奮功碑	可児市春里矢戸 南宮神社	1892年12月	H175×W155、碑文3・写真8
震災記念之碑	可児市帷子福田寺	1895年6月	H171×W90、「救済致福」と題額にある、碑文4・写真9
震災記念之碑	可児市大森	1896年12月	現地未調査、碑文5
大震災記念之碑	羽島市竹鼻 竹鼻別院	1897年12月	H179×W157、碑文6・写真10
金粟山震災碑	岐阜市粟野大龍寺	1903年10月28日	H148×W137、碑文2・写真7

大阪府東区南九太郎町住商西
田松三郎捐貨建碑

周旋人谷田貝市平

山下 勘七

加藤 房助

これは一八九二年十月、震災一周年を記念して、大坂東区在住の商人・西田松三郎が建設費を寄付して立てられた記念碑である。撰文・篆額・書は何れも山県郡大智寺住職 袖承天による。この記念碑は現在、岐阜市の北部に立つが、岐阜の北隣の村である厚見郡高富村の犠牲者を追悼するために建立されたものだった。最後に周旋人三名の名がある。

この記念碑と並んで「金粟山震災碑³⁹」が隣に立っている。現在二つの記念碑が立つ場所

は大龍寺の正門の左手の区画であり、この場所は比較的最近になって、新たに整備されたと思われる。

【碑文2】(写真7参照)

山吼谷嘯巖裂水逆、鳥不能飛、獸不能走、而厦屋粉碎墜棟压人、風火乘之助天作虐、防之不可防避無処於避、天地之大莫甚於震、近歳之震莫甚於岐阜矣、岐阜之震、実明治二十有四年十月二十八日午前六時有半、震及濃尾二州、而岐阜山県郡最裂、戸口殆損三之二、郡之岩野田村、有禅寺曰大龍山号金粟、持統帝時役小角所創建伽藍宏壯、人所瞻敬亦不存一堂、震後之慘不可名状、嗚呼千歲希有之變、而目視之足踏之孰不身慄心戰乎、土人相謀作一碑建之于寺門、以不忘慘害且欲使後人有所戒懼、亦追福之余意而慈雨之一滴哉、住持僧洪州和尚来乞余銘、乃銘曰

五尺貞氓 一味甘露 半弔厲魂 以擬濟度

半警後人 以示戒懼 勿赴驕奢 勿忘艱苦

鑒以能慎 迺免天怒 聖治撫安 金仙呵護

明治三十六年十月二十八日

臨濟宗妙心寺派管長 関 実叢 篆額

浪華 南岳藤沢恒 撰

洛陽 石河謙同 謹書

地震のすさまじさと、それは避けようにも避けられない天災であ

るといふ文章から始まり、大龍寺も被害を被ったこと、そうした被害を忘れずに、地震への警戒を後世の人に伝えようという内容である。これらの記念碑が甚大な被害に対する衝撃が生み出したものだとすれば、次の三つの記念碑は震災被害に対して天皇と政府が救済事業をなしたことへの感謝の念が建立を支えていた。三基の記念碑はいずれも可児郡内に建立されたものだが、その撰文を建立時期の早いものから紹介する。⁴⁰

【碑文3】(写真8参照)

岐阜県知事従三位勲三等小崎利準篆額

紀救奮功碑

従七位勲八等水谷弓夫撰

明治二十四年十月二十八日、美濃尾張西国地大震、山川懐崩人畜死傷不可勝数、天皇陛下勅内閣総理大臣伯爵松方正義、巡視西国、尋大発国帑救急治害、別賜内帑使侍従子爵東園基愛・毛利左門、前後歴問各郡、内外国人亦多所奇遺焉、春里村被害甚矣、初地之震在早晨、家家始起、忽而異響自西北、地裂家簸、少長蒼皇走而避之、触墜梁摧柱死傷者二十余人、門屋残敗殆無完体、井川或濁或涸不可以炊、幸得生亦絶火食、尚収死屍扶傷者竟日困頓、縛茅僅庇霜露者数旬云、蓋在可児郡、其害莫甚於本村、在本村莫甚於矢戸塩両区、勅使各々来伝聖旨、細問舊害死傷、人人莫不感泣焉、我岐阜県時差吏員庇護備至、且分給其内帑五十余円、国帑七千五百五十余円、及内外国人寄遺五百八十余円、乃用之以購食粟農具、

一八九一年濃尾震災と死者追悼(羽賀)

並修治池溝道路、於是乎、人人安堵、物得復於旧、自非聖德浹洽於天地、何能如是乎哉、頃村人相謀樹碑将伝之不朽、属予作記、嗚呼為後之村人者、每对此碑、感聖恩之盛、而思当日之勞、則必当期奉上率德、力田治産以補国家之昌運、此乃所以報其恩而酬其勞也

明治二十五年十二月

浪越

橋本忠良 書

【碑文4】(写真9参照)

震災紀念之碑

従三位勲三等小崎利準題額

明治二十四年十月二十八日午前六時、濃尾越三州地大震古来未曾聞焉、可児郡帷子村亦罹其災、其慘状也始如百雷之発而動揺迅激、瞬息之間山崩川涸、地盤裂家屋倒、村之東有白山峰、忽陥落為凹數十丈、而其溪畔之低田俄突起為山形、不亦奇哉、其他崩山二百餘處、埋川四處、堤防決壊七百五十間、道路毀損千二百五十間、田圃居處為荒地者七十二町六段三畝二十二歩、寺院校舍人民家屋全潰半潰合算三百八十五戸、為潰屋壓死者六人、為崩山埋死者三人、負傷者十人、而一村為之咸沈淪苦境、當斯時我明聖英武天皇陛下、仁恩之優渥下賜金員其他国库、県庁及諸邦有志者蒙救助義惠、其金凡一万千九百八十七円、且両回辱有勅使之巡撫、遂建村役場築小学校舎、置高等尋常両科、今也村民漸將至安生勉業之域、因為紀念茲立此碑

明治二十八年六月

岐阜県華陰山人神谷道三撰文

東濃石泉茶士 玉木良之助書

【碑文5】

甚哉、濃美之地震也、震力発于大野郡根尾谷、衝掀遠近数十里、山川城市崩壊燼滅、人畜死傷不知其数、実明治廿四年十月廿八日也、平牧村大森区亦家屋傾欹、田園龜裂、其惨不可勝言焉、政府輒大開國庫、以賑困窮、理荒廢本区亦受六千余金、区民感奮日夜激々以力、修治之事不一二年而、全復旧矣、自非天恩隆渥、奚得若此哉、区民謀勒之石、請文余々美其举、略叙其顛末、以授之云

明治廿九年二月

泳沼田□撰并書

岐阜県土岐郡長從七位勲六等 水谷弓夫篆額

【碑文3】は春里村に建立されたものだが、碑背には主唱者九名と、村内各大字から義捐金を寄せた一〇一名の名前が刻まれている。春里村と次に取りあげる帷子村とは隣村同士であり、帷子村に次いで被害が大きかった村である。死者二名・負傷者一七名、五〇八戸の民家の内、全潰一五三戸・半潰一六八戸を出し、その他小学校や製糸工場が倒壊した。⁴¹

撰文では最初に天皇による慰問と賜金について触れ、その後村の被害の状況、とくに塩と矢戸の両地区が甚大であったこと、そして天皇からの賜金と国庫金、加えて義捐金によって、復旧がなされて

たことを述べていた。そして最後に撰文者の水谷は、後の時代の村民が記念碑を前にして、天皇の恩徳と地震当時の村民の労苦を想起して、いっそう力田治産してその恩に報いることができるだろうと、記念碑建立が有する意義に言及していた。

可児郡帷子村に建立された【碑文4】は、撰文の上に「致復済救」という文字が刻まれて、記念碑を建立した意思を示している。撰文は未曾有の地震で瞬時に地盤が裂け、土地の沈下と隆起が起こり、家屋の倒壊や堤防決壊・道路毀損、荒地地の出現といった甚大な被害がもたらされたこと、そして庄死者は六人、山崩れによる生き埋め死者は三人、負傷者は一〇人という人的損害を出したことに触れた。

帷子村は当時総人口三、九二五人、総戸数三七二戸であった。震災の被害は死者九名、負傷者一〇名、全潰家屋二四七戸、半潰家屋一三三戸であり、死傷者は比較的少なく止まったものの、家屋はほとんどが被害を受けており、壊滅的であった。民家以外の建物も四八七棟が全半潰しており、この村を襲った被害のすさまじさをうかがうことができる。この建物のなかには帷子小学校と村内の三つの寺院（真禅寺・東光寺・福田寺）も含まれていた。この被害は現可児市の市域に当たる旧九カ村のなかでもっとも大きかった。⁴²

【碑文5】は帷子・春里両村から北東に少し離れた平牧村に建立された記念碑である。撰文は一八九六年に可児郡久々利村の沼田という人物が書いたものだが、文章としてはもっとも短い。そこに人

や建物の被害に関して具体的な数字が記されているわけではない。国庫金六千円余で大森地区の人々が尽力した結果、復旧がなったことを後人への記録として残そうとしたものである。

ところで、上で取りあげた岐阜・可児の記念碑と少し撰文の内容が異なるものが、岐阜県内にある。羽島市竹鼻の竹鼻別院境内に、一八九七年十二月の撰文日付がある「大震災記念之碑」が立っている。⁴⁴

旧羽栗郡竹鼻町は岐阜県下でもっとも被害の大きかった場所の一つであった。竹鼻町は戸数一、二五〇戸、人口四、九五〇人を数えたが、町内での圧死者は二三三人、焼死者は三五人で、隣の笠松町以上の犠牲者を出した。地震直後に起きた火災は、翌日の午後まで続き、町のほとんどが焼失した。家の下敷きになりながら、焼け死んだ人も多かったという。⁴⁵とくに東本願寺別院の倒壊は、竹鼻町の震災被害の甚大さを社会に大きく印象づけることとなった。この竹鼻別院の境内に現在一基の記念碑が立っている。

【碑文6】(写真10参照)

大震災記念之碑 正二位勲二等 品川弥二郎篆額

西濃之地田野汗下、屢々有洪水氾濫之患、故夏月之際、霖雨常為居民之憂、而不図此地有大震之變、城市村落、顛覆傾斜、屋瓦如雨、地裂水沸、黃霧四塞、又有失火者、人心恟恟不遑防之、每郡死傷以百數云、何其狀之慘也、羽島郡竹ヶ鼻町曾中此厄矣、瞬息

之間家台之盡潰者六百三戸、而其半潰者五戸、又罹火災者六百三十四戸、圧死者二百六十八人、重傷者五十四人、輕傷者二百八十三人、天明治二十四年十月二十八日也、如此震書振古所未嘗聞也、故在其地者、每憶之毛髮為豎、其叫喚求救之声、煙焰漲天之狀尚存于耳目不能忘也、又為鰥寡、為孤獨、為廢疾、或散之四方者、拳國不知幾百人矣、生離死別其情実可痛傷也、頃竹ヶ鼻町有志者相謀欲立紀念碑以弔慰之、併使後人有所警誡、請銘于余、余鄉大垣亦均有此災、而竹ヶ鼻町余所屢來往、誼不可辭、乃叙其梗概系以銘曰

天地之變 不可不測 況彼震災 忽覆家國

為德立善 氣稜庶息 鑑往識來 視此石刻

明治三十年十二月

文学博士 南條文雄 撰

大教正

戸田氏貞 書

碑背の上部には「震災死亡人名誌」という文字があり、その下に死亡者氏名(九段にわたり町毎に人名)と有志者氏名(九段にわたり百三十二名と起商業銀行・竹鼻実業銀行・新町組中の名)を刻む。そして明治三十年十月廿八日の日付があり、建設発起人として十名の名が見える。⁴⁶

撰文は大垣出身で浄土真宗大谷派の宗教学者であった南條文雄の手になる。南條は突然の大地震とその後の火災によって、多大な被害を出したことを数字を上げて具体的に示し、人々は強烈な地震の

表5 愛知県下の震災記念碑

名 称	現 所 在 地	建立(撰文作成)年月日	備 考
震災記念之碑	津島市天王公園	1892年10月28日	高さ(H)184×幅(W)125、津島警察署前に建立、後天王公園に移設された 碑文8・写真13
大地震記念碑	西春日井郡清洲町 清洲公園	1892年10月	H225×W143、写真12
震災記念碑	名古屋市中区大幸町 八幡社	1893年10月28日	H121×W58、台石H27×W89、碑背に「古田銀次郎記 中島可進書 発起人当字近藤彦六・水谷儀兵衛」と刻む、 碑文7・写真11

記憶を感覚のなかにいまだ残していることを強調している。そして記念碑の建立が死者を弔慰するとともに、後人に災害への警戒を示す意義を持つと述べたのである。

(二) 愛知県下の震災記念碑

表5に見るように、愛知県下で確認できた記念碑はわずか三基に過ぎない。地震の一周年にあたる一八九二年十月に、西春日井郡清洲町の城跡と海部郡津島町の津島警察署前に建立されたもの、そして二年後の一八九三年十月に名古屋市の北、東春日井郡六郷村の大字大幸の八幡社境内にも建立されたものである。だが、『新愛知』一八九二年十月十五日号の記事には、名古屋市の幅下新道町に周辺の二十八町村の有志者が尽力して、昨年来計画してきた震災記念碑(徳川義礼の篆額)が落成し、十六日には新道町の正覚寺境内で建碑

式を行うとある。この記念碑の所在は現在分らないが、これ以外にも記念碑の建立は今後確認できると思われる。

竹鼻町の記念碑と同じく、六郷村の記念碑は復旧工事の完成を記念するという意図が、撰文からはうかがえる。¹⁷これは六郷村の大字大幸の地区民一同が建てたものである。¹⁸

【碑文7】(写真11参照)

嗚呼明治廿四年十月廿八日ハ如何ナル凶日ゾ、轟然万雷鳴響ニ発シ、巨大ナル地震尾濃兩國ノ平野ニ起リ、瞬時ニシテ地裂ケ、家倒レ、為ニ庄死負傷セシモノ、本村ニ於テモ数十名ノ多キニ至リ、実ニ言語ニ絶セシ惨状ヲ極メタリキ。我大字堤防用水路ノ如キ悉ク崩壊セシヲ以テ、一朝洪水ニ際セハ、家屋ヲ流シ、田畠ヲ失フヤ必セリ。故ニ到底茲ニ永住スル目途ナキヲ以テ、人々挙リテ他町村へ転居セント欲スルニ至レリ。然ルニ畏クモ聖上皇后両陛下ヨリ莫大ノ御救恤金ヲ下シ給フ。且復旧工費七千余円国庫金ヲ以テ下付セラレシ故ニ、村民工事ヲ受負ヒ、日々工夫千余人ヲ督シ、歳余ニシテ効成リ、旧形ニ復セリ。乃チ衆民此ニ安堵シ、業ニ就クコトヲ得タリ。コレ実ニ皇恩ノ辱キト、其他諸国有志者ノ義捐金ヲ惠与セラレシコトニ依レリ。邨村一同感佩ニ堪ヘズ。茲ニ之ヲ表ス。

明治廿六年十月廿八日

六郷村大字大幸一同

碑文は地震によって死傷者が発生し、さらに堤防の決壊が水害を招いたが、天皇の救恤金や各地からの義捐金、そして政府の国庫金によって堤防が再築されて、地区が復旧したことを喜び、救援を感謝するという内容である。

こうした意図をもつ記念碑とは異なって、清洲と津島の記念碑は建立が成功したとき、大々的な祝賀行事を挙行した点で興味深い素材となる。また清洲と津島の震災記念碑はいずれも地震による被害の状況と、天皇による被災者の援助（「聖恩」）を感謝するという撰文の内容をもち、六郷村のそれと異なった内容であった。

清洲城跡（清洲公園）には現在多くの記念碑が立っているが、JR東海道線を挟んで東側に震災記念碑は立つ（写真12参照）。その近くには幕末に建立された清洲城墟碑もある。清洲町は愛知県内で被害の大きかった西春日井郡の属するが、「清洲の惨状最甚しく家屋の存するもの殆んど稀なり」と報じられるほどだった。⁵⁰

碑面には「大地震記念碑」と大きな文字で書かれるのみで、上記の他の記念碑のように文章が刻まれているわけではない。碑背には「明治二十四年十月廿八日大地震死者姓名」として、神明町二四人、永安寺町八人、十軒町六人の個人名を刻む。これに続き「田中町十一名 本町十名 他町村人宿泊者五名」とある。この部分には個人名を上げてはいない。発起人は「神明町有志者 外永安寺十軒町有志者」とあり、周旋人として高野利八・石原田四郎の両人の名

がある。書は清洲城墟碑の建立に携わった旧清洲本陣の林格の手になる。

この記念碑については、『新愛知』一八九二年十一月八日号が「震災記念碑建設」と題して報じている。清洲神明町の有志が発起人となり、伊勢町・永安寺町の有志と共同して清洲城跡に一大震災記念碑を建設することが計画され、過日高野利八・石原田四郎の両人が奔走している最中であったが、このほど落成したので、十四日に各宗僧侶百余名を招請し、追吊会を執行するという。また清洲各町の有志より投げ餅・相撲・獅子舞・生花・明清楽合奏などの寄付があるので、当日はさぞ賑わうだろうという記事を載せた。

そして十一月十四日の一周年追吊会の模様は、『新愛知』一八九二年十一月十八日号「清洲町震災吊祭の景況」と題する記事に次のようにある。

去る十四日西春日井郡清洲町字神明町に於て震災の大吊祭を執行したるが、当日は早天より城山の震災記念碑に大小紅白の無数の旗を西風に翻へし、紅燈数百を富士山形に高く掲げ、餅・菓子・菓菓を供へ、正午十二時各宗僧侶数十名打揃ひ、追吊祭を行ひたり、又同地清遊吟社の画賛発句の懸行燈五十個を建て、五條橋畔に獅子舞あり、河原に寄合角力あり、又生花及び作り物等の催しもありて、当日は好天気なりしかば、同地近傍二三里の遠きより老若男女群集し、頗る賑はひたりといふ。

ここに見られるのは、明らかに祝祭の空間である。おそらく緊張した、そして復興に全力を挙げてきた一年間の労苦から解放たれる感情がこがした余興に表れている。余興に人々を呼び寄せ、記念行事を行うことは、靖国神社の祭典や時々の戦争記念祭においても見られたところであったし、また落成記念式典の会場の装飾もたいへんよく似ているように思われる。

そして清洲と同じく震災の被害の大きかった海東郡津島町でも、祝祭的な場が一周年を記念して出現した。津島の震災記念碑については、一八九二年十月二十五日付の『新愛知』が、「来る二十八日愛岐震災記念碑建設式挙行に付、此頃幹事七名を撰挙せしに、佐脇平三郎・松原賢之助・山田正次郎・羽柴巳之助・浅井悦五郎・小島音三郎・伊藤勇の諸氏当選し、其事務所は山平を以て充てたり、又同日各町民は盛に震災記念祭を挙行せんとて、目下其準備中なるが、今日までは略ぼ確定の分は獅子舞手踊り寄合角力等にて、中々大はづみなり」と、準備の様を報じていた。

記念碑の撰文は海東郡長横田太一郎の手になる。横田(一八四八年—一九三〇年、旧熊本藩士)は初め東京府に出仕したが、後に愛知県十一等出仕となって、地租改正事業に尽力し、海東・海西・中島三郡の主幹となった。一八七八(明治十一)年には海東・海西郡長に着任していた。⁵¹

【碑文8】(写真13参照)

天地之変異其来不可測、而其災害激烈者莫甚於地震也、明治二十四年十月二十八日尾濃二州地大震、海東郡亦当其衝、土地陥没田園荒廢家屋倒墮死傷相接、幸而免死傷者、居無屋飢無食、号泣之声塞于四方、死者二百九十四人、傷者千二百六十四人、家屋倒墮三萬二千余、土地陥没田園荒廢隄防崩圯不遑枚舉焉、事達聖聰、於是使侍臣北條氏恭親察之、且賜金若干千撫恤其窮、繼使小松宮殿下慰問其慘害、再使侍臣東園基愛、按驗救濟修築之事、特下勅令、以開國庫出數百万金、而救窮民、窮民屋防風雨、食免飢渴、修復隄防、再造學校、其費用亦可得弁焉、当此際赤十字社愛知病院皆派遣医員治負傷者、慈善家惠贈金員及物品、是以罹災之民漸得安其堵、是実聖恩广大至仁隆渥、加之以救患分災之惠与而然矣、不則其災害焉、有所底止哉、本郡有志者欲紀災害之慘状、仁恩之浹洽、鑄之貞石以伝不朽、乞余文、余所不敢辞者、以同其感情也
矣

明治廿五年十月二十八日

愛知県海東郡長正八位

横田太一郎撰

愛知県知事従四位勲三等 時任為基篆額

愛知県属 井村貫一書

内容は地震での被害状況、天皇と政府からの援助、それによる窮民の救助、堤防の復旧や学校の再建、赤十字社愛知病院の医員によ

る治療活動、さらには慈善家からの寄付金などに触れ、そうした多方面からの支援でようやく罹災者は安心し得たことを述べたものである。

そして竹鼻町の記念碑と同じく、碑背には発起人と会計主管、建設委員、多額寄附者、賛成者の名前が刻まれている。発起人は大橋央、会計主管を祖父江愚道⁵²と柴田紋治郎の二人が務めた。建設委員としては、伊藤勇、羽柴巳之助、山田松治郎、松原賢之助、小島喜三郎、浅井悦五郎、佐脇平三郎、多額寄附人として、堀田辰之助、岡本清三、加藤儀兵衛、富永源兵衛、加藤喜右衛門、横田太一郎、水野長八、山田樸次郎、小野庄左衛門、平野清といった名前が確認できる。

こうした人物のなかには、加藤喜右衛門⁵³や岡本清三⁵⁴のように、町村会や郡会、見解の議員を歴任したり、衆議院議員や町長という要職に着くことになる人物もいた。また岡本は水野長八⁵⁵とともに、津島銀行の創立に参画していた。津島周辺の尾張南西部の名望家であったと推定されよう。他の建設委員・多額寄附人については、今後の調査の結果を待ちたい。

また賛成者は根布川石を寄附した者、鉄柵を寄附した者、台石を寄附した者に分かれている。全部で八七人の名が確認できるが、欠落部分がありそこに十数人の名があったと推定される。

津島の震災記念碑については、一八九二年十月二十五日付の『新愛知』が、「来る二十八日愛岐震災記念碑建設式挙行」のため準備

が進んでいることを報じているが、当日は「獅子舞手踊り寄合角力等にて、中々大はづみ」になるだろうと予想した。

そして『新愛知』十一月一日号はその続報を載せた。建碑式が挙行されたのは実際には震災一周年の前日に当たる十月二十七日のことで、相当賑やかに式典が行われたことが記事からうかがわれる。式典は記念碑建設場所である津島警察署前で執り行われ、衆議院議員加藤喜右衛門、県議員岡本清三郎、津島町長小島喜三郎、津島警察署長斎藤巳太郎など地域有力者のほか、郡書記・町会議員・役場吏員などおよそ百三十余名が参加したという。発起人の大橋央に代わって斎藤勇が告辞を朗読し、津島尋常小学校長服部梅次郎・津島青年会惣代村瀬英則の祝辞があり、式典後には津島神社で宴会を行い式典を終えた。また町内では午後から休業となり、酒宴が開いて除災を祈り、また夜にはいと煙火も打ち上げられた。

供養塔と記念碑との違いは、前者が主として仏教教団・仏教的な信仰組織、もしくは一個人の信仰者との関わりを深く持つのに対して、後者は町村などの公共的組織や地震に関係した地域の人々との関わりを持つことではないかと考えられる。記念碑には仏教的な、私的な要素とは異質の、地域における公共の要素が含まれている。多くの人々が信仰上の功德を積んだその結果として供養塔が存在している。すなわち信仰の力(志)、それはもちろん金と労力の奉仕という形で表れてくるが、それが形になったものが供養塔だと考えられる。それに対して具体的には寄付金(義捐金)の集積によって

可能となる記念碑の建立は、地震の共通体験と感情、復旧への粘り強い意欲といった、地域の人々の共同の意思が含まれている。記念碑はそのなかに文章として、そういった心情と意思を刻み込むことで成り立っているし、そこに人々の繋がりと倫理性、公共性が示されているのである。

六 震災招魂塔建設計画

一八九二年四月六日、岐阜県上石津郡牧田村の精泰寺(臨濟宗妙心寺派)住職・足利素亮らは「震災死亡者招魂碑建設願」を岐阜県知事小崎利準に提出した。⁵⁶この願書に名を連ねたのは、同じ牧田村の法雲寺住職・五井全道(精泰寺法類)、乾徳寺住職氏家屋山(精泰寺法類)、そして精泰寺の檀徒総代・五井貫三、牧田村村長若山治一らであった。⁵⁷

彼らは牧田村の南台山という地、精泰寺の裏山で寺が所有している場所に招魂碑を建立しようと計画した。建設地の面積は一反歩で、「各県下震災死亡者之招魂碑」と刻んだ石碑を考えていた。しかも震災での犠牲者だけではなく、「有志各家之先亡ヲ合祀」する予定であった。建碑費見積金千円、向來祭祀料見積金二千円を計上し、三百円は発起者の志願金、二千七百円は諸府県有志からの寄付金で賄おうとしていた。

岐阜県は五月十六日に建設許可を出しているが、そのとき県庁内

では内務部が審査に当たり、次のような審査案を作成し、知事に伺っていた。

記念碑之類建設之義者、官有地ニ於テハ国家ニ功劳アルモノ(ノ脱)又ハ頌揚スヘキ事跡アルモノニ非サレバ建設ヲ要スル旨趣ニ至テハ民有地ニ者別ニ規定ナシ、然レトモ其建設ヲ要スル旨趣ニ至テハ素ヨリ官有地ト同様ニシテ、其規定ナキニヨリ如何ナルモノタリトモ其出願ニ任セ許可スヘキモノトスルニ非サルコトハ勿論之義ト存候、而シテ本願タル国家ニ功劳アルモノニ者無之候得共、客年十月県下之震災ハ空前絶後実ニ名状スヘカラサル惨況ニ付、其亡者ヲ吊祭シ其事跡ヲ後世ニ伝ヘントスルハ、強チ故ナキニ非ス、殊ニ民有地ニモ有之候付願意御聞届可然歎相伺候

ここには記念碑建立に関する政府の原則が示されている。官有地に記念碑建立が許可される場合は、国家功劳者または社会的に顕彰すべき事跡を上げた者に限定されていたのである(一八八六年(明治十九)内務省訓令訓第三九七号第五項による)。しかし民有地については規定が定められておらず、記念碑の対象となる人物に関しては同様であるも、建立如何は個別の出願内容を見て判断するという方針が取られている。そして功劳者原則には当てはまらないけれども、空前絶後の震災での死者を追悼するという目的に鑑みて、震災記念碑の建立に許可を与えたのである。

ところが足利らは九月八日になって、招魂碑の建設場所を多芸郡養老村の養老公園に変更し、また石碑から銅碑に招魂碑の形状も変更することを岐阜県に申し出た。招魂碑の建設地予定地が精泰寺の寺有地から、官有地の一種である公園地内に変更となったことによつて、岐阜県は新たな対応を迫られることになった。九月十二日内務部第三課戸籍掛は内務省へ提出する伺案を策定し、知事の承認を得て、翌日岐阜県知事伺書が内務大臣宛に送付された。岐阜県側は建設地について僻隅で不便なので、有志者は養老公園に建設地を変更したい旨出願したが、「右客冬震災者古來曾テ無之、其死者一朝数万之多キニ及ヒ、公衆之追悼ニ係リ敢テ不都合之廉無之」として、願意を聞き届けてもよいかどうかを内務省の判断を伺った。岐阜県としては震災の犠牲者の多さを考慮して、特例として認めてはどうかという判断を下したのだった。

先の願書と違って、この願書には賛成者のなかに多芸郡内の高田町・船着村・日吉村・多岐村の僧侶や有志も含まれ、招魂碑建立のために積極的な活動が展開されつつあったことをうかがわせている。『岐阜日日新聞』は、足利が震災招魂碑を建立するために奔走中で、十月二十八日に一周忌大供養を建立地に行うための候補地を選定していると報じた(十月二十日号)。また続報として、養老山へ一大招魂碑を建設しようと、牧田村精泰寺住職足利素亮他数名が奔走しているが、それは高さ三丈・周囲一丈の大碑で、すでに五百余人の賛成者を得たと報じた(十月二十六日号)。

一八九一年濃尾震災と死者追悼(羽賀)

さらに翌一八九三年十月二十六日付『岐阜日日新聞』には、「来ル廿七日(雨天順延)養老震災招魂塔建設敷地内ニ於テ、震災横死者三回忌追吊供養ヲ執行シ、猶同日ハ招魂塔建設地地鎮祭ヲ執行ス、此段併テ広告候也」という広告が掲載された。この広告を出したのは養老招魂塔事務所という名の組織であり、この時点では招魂碑ではなく、招魂塔という名称が使われていた。

しかしこの地鎮祭が実際に執り行われたのはわからない。行われたとしても、招魂塔の建立工事が始まったわけではない。なぜならいまだ岐阜県からの建立許可は下りていなかったからである。そのことは翌一八九四(明治二十七年)五月十日に再度、足利素亮らから招魂塔建設願が岐阜県知事曾我部道夫宛に提出されていることからわかる。

この再願書には、臨濟宗妙心寺派管長の蘆匡道の手になる碑文の文章も添えられ、建立に向けた準備が相当進行していたことをうかがわせている。足利らは一八九二年五月十六日に岐阜県が与えた建立許可を盾に、建立を進めると明言し、震災に際して天皇は巨大な恩典を与えられ、その聖恩を塔銘に表し、人々の集まる地(養老公園)に立て、永く仁徳を示したいと、その決意の程を示した。そして官有地に立てる記念碑の名称が、宗教的な意味合いが深く、国家功労者との誤解を受けかねない「死亡者忠魂塔」であることに不都合があれば、「震災記念塔」と改称したい旨を付け加えたのである。七月六日曾我部岐阜県知事は、招魂塔建設を許可しないと回答した。

二二

前日に知事の上申された内務部第三課兵事係が策定した審査案には、却下の理由として先にあげた官有地記念碑建立の原則——功労者原則——がある以上、内務省に何うまでもなく、県独自に処分できるとし、「公園地ハ他ノ官有地トモ相異リ一般公衆ノ用ニ供スベキ土地ニ付、社寺仏堂ト一部人民之共有ニ属スル者ハ新ニ建設セシメ難キ」ことを却下の理由に上げていた。⁶⁰

七 震災記念堂の建立

震災の死者を供養・追悼するという行為は、罹災者のそれぞれの家で行うこととは別に、地域社会や宗教者の団体が供養塔なり、記念碑なりを建立して、多数の死者に対して行う場合もあった。こうした石造物を建立する事例以外にも、供養場を建設しようという計画があった。

一八九五(明治二十八)年四月、大垣町勝沼信之ほか六名から「震災死亡者記念供養場所設立願」が岐阜県知事樺山資雄に提出された。⁶¹しかしこの願書の本文は欠けており、実際にいかなる供養場所が計画されていたのかを知ることができないのは残念である。⁶²しかし、供養塔や記念碑以外の形で、震災死者を供養するための施設が計画されていたことだけは確認することができる。

養老公園に建立が計画されていた震災招魂塔は、すべての死者を鎮魂するための施設として考えられていた。これは実現するまでに

至らなかったが、岐阜市内には県下の震災犠牲者を弔う記念堂が存在している(写真14参照)。この震災記念堂についてはこれまで簡単な紹介があるのみで、建立に至る経過はほとんど解明されていない。ここでは新聞記事を参考にしながら、記念堂建立の背景を探ってみたいと思う。

一八九二年九月八日の『岐阜日日新聞』は「震災記念堂建設緒言」とその建設発起人・賛成員の名を紹介する記事を載せた。

明治廿四年十月廿八日の震災は吾国未曾有の一大事変にして、愛岐両県の国土は殆んど滅烈し、家屋の倒潰人畜の死傷十数万に及ぶ、其惨憺悲哀の状誰れか悚然戦慄せざるべけん、古より国家の大事ある、或は建碑に或は堂宇に之れを設置して、以て紀念と為さざるはなし、某等茲に深く感ずる所あり、今や震災紀念の一大堂宇を岐阜市に建設し、後世子孫をして永く遭難当時の実況を追想し、併せて豫め備ふる所あらしめ、且つ震災火焦非命に斃れたるものゝ為め、毎年十月廿八日之れが追吊法会を修め、以て死者と後裔とに盡す所あらんとす、而して斯堂の保存と法会の吊修は之を仏教各宗の合同体たる愛国協会に委し、遠く衰廢なからしめんことを期す、請ふ滿天下の慈惠なる同胞諸君多少の資金を喜捨し、以て某等が希望を達せしめんことを。

明治廿五年九月

この呼びかけ文は、甚大な被害を出した災害にあたって、建碑や堂宇の建立が行われてきた歴史にならって、記念堂を建てて後世に記憶として残し、あわせて非命の死者に対して恒例の追吊法会を行おうという計画を提案していた。

発起人として新聞に名が載ったのは、天野若圓、岩田味三郎、桜井吉兵衛、宮島直明、兼松熙、藍川美邦、中嶋淳、丸山守一郎、宇野黙首、神山宗衛、名和大鳳、大脇康直、柳原重衛、酒井俊一、塩谷源叡、浅野友弥、雄山瑞倫、駒林珠、岡本太右衛門、小林哲次郎であり、この他賛成員として一六名の名前を列挙していた。

天野若圓（一八五一—嘉永四〇—一八〇九）明治四十二（年）は、西本願寺の僧侶で、第一回衆議院選挙に岐阜一区から立候補し、約四七%の得票率を得て当選した人物である。その後第六回補欠選挙、第八回総選挙で当選している。そして天野は愛国協会を起し幹事長になっている。⁶⁴ また名和大鳳は笠松仏教青年会の関係者であり、岡本太右衛門は岐阜市内の鑄物製造業者で、岐阜市会議員を務め、各種銀行の取締役・頭取、岐阜電燈会社の発起人でもあった。

堂宇の保存と法会の執行を委ねられる予定であった愛国協会は一八九〇（明治二十三）年三月に結成され、仮本部を岐阜市上加納の圓徳寺に置いた。愛国協会は維新後二〇年社会が進歩の反面、道徳が退廃し、キリスト教が浸透しているという状況に加えて、政党の軋轢の激しさが社会の秩序を乱していることを批判して、「政党以外に立ち、仏教高尚の理義を研尋して、国民真正の道徳を養成し、

忠君愛国の日本魂を振起して、国体を保持し、秩序を履踐し、殖産興業を奨励し、地方自治の実行を奏し、以て国利民福を増殖せんとす」ることに結成の目的を置いていた。⁶⁷

上述した記念堂建立の発起人のうち、愛国協会の結成当初のメンバーに含まれているのは、天野と岩田味三郎の兩人だけである。これ以外他の人々の履歴をいまだ調査できていないので、今後愛国協会や岐阜市との関係を含め、発起人・賛成員の性格や記念堂の運営についてを調査を進めたいと思う。

震災記念堂建設事務所がいつ設立されたのかわからないが、愛国協会の仮本部があった圓徳寺に設置された。⁶⁸ そして詳細は不明だが、「震災記念堂建設有志金募集法」という規約を作成し、記念講を組織して寄附金を募集しようとしていた。⁷⁰

震災記念堂が落成したのは一八九三年十月のことで、岐阜市内の美園町裏埋立町にその場所があった。二十七日に開堂式を兼ねて、入仏法会並びに震災三周年追吊法会を執行した。⁷¹ 本派本願寺から派遣された一等巡教師香川見保師が主催し、天野若圓の演説と答辞、その他県下各宗の僧侶二十四名の読経があり、終わって懇親会を開催した。⁷² 法会の余興として餅投げ・獅子舞なども行われたという。この記念堂には岐阜県下の死亡者の名簿が納められている。そして毎年十月二十八日には法要が営まれている。記念堂前には現在二つの記念標柱がある。向かって右側に「記念堂五十年頌徳碑」と刻まれた石柱（高さ一二五cm×幅三二cm）。碑陰に「開基天野若圓

昭和十六年十月建之 有志一同」とある。また左側には建立百年を記念した「記念堂百年頌徳碑」(高さ一二四cm×幅二八cm)があり、碑陰には五十年碑にならって「開基 天野若圓 平成三年十月建之 天野真徹他有志一同」とある。記念堂の前の燈籠は石の表面が相当剥落しており、寄付者と寄付年月日は読みとれないが、その前面には「破圍」という二文字が刻まれている。

結 び

岐阜県に震災記念碑の所で触れたように、可児郡帷子村で地鎮祭・招魂祭を執行したという新聞記事があった。これが僧侶の手によるものか、神官の手によるものかはわからない。地震後の死者の追悼行事を主催したのは、主として仏教教団や各地域の寺院・僧侶であって、神道教団や神社・神官が関与したという例があったのかどうかあまり確かではない。震災での犠牲者の慰霊・追悼は仏教各宗が執り行った。

他方、神道の立場から行われた震災記念の一例は、震災翌年一月に神宮教第十七教区大垣本部が執行した記念祭典がある。⁷³一八九三年十月二十七日岐阜市の伊奈波神社において県下の神官が集まり、震災三周年の大記念祭を行い、⁷⁴また武儀郡上有知町八幡神社においては死者のための慰霊祭、負傷者のための全癒祈祷祭、地震鎮定祈祷のために一万度の大祓を執り行なわれている。⁷⁵

このように震災後神社が果たした役割は一周年に当たり、いくつかの神社が鎮震祭と当時呼ばれた祭祀を行ったにすぎないのである。今後の検討課題の一つである。さらに震災と宗教者という点でいえば、本願寺派による窮民救助のための施米、キリスト教派による救護活動といった宗教者の役割を検討しておくことも、震災供養塔や記念碑の研究に欠かせないのではないかと思う。

さらに付言すれば、当時の新聞の追吊法会の記事には、法会の執行と同時に仏教演説会を開催している例を確認できる。これは地震後の人心が不安定のなかでキリスト教団体の活動が活発となり、人々に信仰が浸透していくのではないかという危機感が仏教側に存在していたためと考えられる。一八九〇年代に入ると、条約改正による内地雑居の問題(居留地外でのキリスト教の布教活動の自由)とも関連して、キリスト教と仏教との対抗・紛争は拡大しつつあったことも考慮しなければならないだろう。本稿で紹介した岐阜市の震災記念堂の事例も、反キリスト教を掲げる愛国協会にその維持管理を委任することが計画されていたが、大震災を契機にその背後に新たな宗教的対抗の構図が存在していたのである。

注

1 庚申懇話会編『日本石仏事典』(第二版)雄山閣、一九八〇年、二七七頁。

- 2 菊池勇夫『飢饉の社会史』校倉書房、一九九四年。
- 3 一九世紀においてどのような事情で史蹟記念碑が建立されていたのか、また記念碑文化の研究の視点に関しては、拙著『史蹟論』（名古屋大学出版会、一九八八年）を参照されたい。
- 4 日清戦争後に戦病死者や従軍者の事蹟を顕彰するために建立された記念碑については、拙稿「日清戦争記念碑考——愛知県を事例にして——」『名古屋大学文学部研究論集』史学44、一九八八年で検討を加えた。
- 5 重松正史「初期議会における地方政治状況——濃尾震災前後の岐阜県政——」『歴史学研究』五七七、一九八八年、飯塚一幸「濃尾震災後の災害土木費国庫補助問題」『日本史研究』四二二、一九九六年。
- 6 三原良吉『災害金石志』『宮城縣史』22（災害）、宮城縣史刊行会、一九六二年、二二一—二三八頁。
- 7 菊池万雄『日本の歴史災害——明治期——』古今書院、一九八六年。
- 8 同右書七〇—七三頁。
- 9 同右書九二—九五頁。
- 10 同右書三〇七—三〇八頁。
- 11 宇佐美龍夫『新編日本被害地震総覧』東京大学出版会、三九八七年、三八二頁。
- 12 羽鳥徳太郎の調査報告は次の通りである。
 - ① 「九十九里浜における元禄十六年（一七〇三年）津波の供養碑」『地震』第二輯、第二八卷第一号、一九七五年
 - ② 「元禄・天正関東地震津波の各地の石碑・言い伝え」『東京大学地震研究所彙報』第五〇号第三冊、一九七五年
 - ③ 「南房総における元禄十六年（一七〇三年）津波の供養碑」同右第三号第一冊、一九七六年
 - ④ 「三重県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査」同右第五号第四冊、一九七八年
 - ⑤ 「九十九里浜における延宝（一六七七年）・元禄（一七〇三年）津波の挙動——津波供養碑の調査から——」同右第五号第一冊、一九七九年
 - ⑥ 「北海道渡島大島津波（一七四一年）の供養碑」同右第五号第二冊、一九七九年
 - ⑦ 「大阪府・和歌山県沿岸における宝永・安政南海道津波の調査」同右第五号第二冊、一九八〇年
 - ⑧ 「高知県南西部の宝永・安政南海道津波の調査——久礼・入野・土佐清水の津波の高さ」同右第五六号第三冊、一九八三年
 - ⑨ 「大船渡市街地に遡上した津波の調査——一九六〇年チリおよび一九三三年三陸津波」（相田勇・小山盛雄・日比谷紀之との共著）同右第五七号第三冊、一九八二年
 - 13 『吉良町誌』吉良町、一九八一年、四九四—四九五頁、『一色町誌』一色町、一九七〇年、五二九—五三二頁。
 - 14 中日新聞社会部編『恐怖のM8 東南海、三河地震の真相』中日新聞本社、一九八三年。
 - 15 安城の歴史を学ぶ会編『安城の石造物』安城市教育委員会、一九九二年、一九七—二〇〇頁。
 - 16 前掲『新編日本被害地震総覧』二六四—二六七頁。
 - 17 『朝野新聞』一八九一年十月三十一日号、十一月四日号。
 - 18 「高井宗造氏手記」野村倉一『濃尾地震のツメ跡』教育出版文化協会、一九八〇年、一〇六頁。
 - 19 愛知博文社編『愛知岐阜大地震の惨状』（一八九一年十一月九日）、宮脇彦三郎編『愛知岐阜大地震実地見聞録』（一八九一年十一月十二日）、博文社活版所）、石原憲編『濃尾惨状地震実記』（推正館、一八九一年）、木沢成爾・山羽義彦編『明治震災輯録』（金地堂、一八九一年）、片山逸朗編・発行『濃尾震災』（一八九三年）などが主なものである。
 - 20 「震災地方巡視の実況」『岐阜日日新聞』一八九一年十一月七日号。
 - 21 「震災地方巡視の実況」『岐阜日日新聞』一八九一年十一月六日号。

- 22 『根尾村史』根尾村、一九八〇年、二四九―二五〇頁。
- 23 『朝野新聞』一九九一年十一月四日号。
- 24 同右。
- 25 この文章の趣旨は「義気に富める兄弟」と「慈愛深き姉妹」に対して罹災者の救助と義捐金の出資を訴えた『朝野新聞』一九九一年十月三十一日号の記事、「罹災者に代て満天下の志士仁人に訴ふ」のなかに見られる主張と共通している。
- 26 被害地のみならず、周辺地域でも追吊法会が執行されたことは確認できる。例えば静岡県引佐郡奥山村の方行寺での大施餓鬼会(『岐阜日日新聞』一九九一年十一月十一日号、同十三日号)、同じく静岡県周智郡の可睡斎での大法会(同上十一月十四日号)、曹洞宗大本山総持寺での追吊会(同上十一月二十一日号「広告」)などである。
- 27 『岐阜日日新聞』一九九一年十一月十七日号。
- 28 『新愛知』一九九一年十一月十日号「広告」。
- 29 『岐阜日日新聞』一九九一年十一月十九日号「広告」。
- 30 『岐阜日日新聞』一九九二年十月十一、二十日、十一月一日号。
- 31 『新愛知』一九九二年十月二十七日号。
- 32 『朝野新聞』一九九二年十月三十日号。
- 33 芦田正次郎「仏教信仰の研究と課題」庚申懇話会編『石仏研究ハンドブック』雄山閣出版、一九八五年、一〇九頁。
- 34 大垣市内にはもう一基の供養塔が市内笠木町の護国霊苑に建っている。「濃尾関東大震災火災犠死者供養塔」と碑面にはあり、二つの大震災での死者を同時に供養したものである(写真15参照)。これは大垣消防組が一九三一年(昭和六)三月十五日に建立した(濃尾震災一〇〇年記念誌)大垣市、一九九一年、三三頁参照)。
- 35 この供養塔の隣には「戦病死英霊供養塔」があるが、これも一九〇八年十月に内田ちづが建立したものである。
- 36 『岐阜日日新聞』一九九二年十月二十五日号。
- 37 『新愛知』一九九二年十一月十日号。
- 38 『吉良町誌』四九五―四九六頁。
- 39 『碑文をたずねて 岐阜県下碑文(漢文の部)』岐阜県歴史資料館、一九九四年、八六頁。
- 40 同右書、八三頁―八五頁、『可児町史』通史編、可児町、一九八〇年、五六六―五六七、五七〇―五七二頁。
- 41 『可児町史』通史編、五六七―五六九頁。
- 42 この記念碑が建立される経緯について、『岐阜日日新聞』一九九二年十一月一日号は、帷子村で二十八日に行われた地鎮祭・招魂祭、およびその後の追吊会(於東光寺、可児郡各寺院および愛知県丹羽郡善師野村の寺院僧侶参加)後、同寺で五〇余名による懇親会が開かれ、この席上で記念碑の建立の協議がなされたと報じた。なお、この記念碑は倒壊した帷子小学校の敷地にはじめ建立された。その後(いつのことかは不明)旧可児町の帷子連絡所前に移転され、おそらく連絡所が支所として新築されたためであろうか、現在は福田寺の本堂の前に移設されている。
- 43 『可児町史』通史編、五六五頁。
- 44 『碑文をたずねて 岐阜県下碑文(漢文の部)』八〇―八二頁、『羽島市史』第二巻、羽島市、一九六六年、八九七―八九八頁。
- 45 『羽島市史』第二巻、八七三―八九七頁。
- 46 発起人として名が刻まれているのは、渡辺時哉、葛山金弥、川崎平石衛門、樋口半兵衛、河合常衛、河合甚吉、沢田恒之丞、菱田弥七、齋藤久助である。
- 47 これに類した記念碑の計画は岐阜県でも見られた。可児郡池田村(現多治見市池田町)では濃尾震災の際土岐川沿岸の堤防が決壊し、その後修復工事を行い、それも終了した。この事業に当たっては、前村長齋藤常七、区長齋藤勘三郎、堤防委員などの経営苦心によるもので、村の有志は齋藤氏らのために「頌栄記念碑」を建設することを計画し、すでに巨大な石材を取り寄せ、募額を小崎前知事に、碑文は神谷道一に依頼

- し、撰文揮毫を得たので、彫刻に着手し、来春早々建碑式を挙行するとうい（『扶桑新聞』一八九五年十二月十九日号）。
- 48 『愛知県金石文集』上、愛知県教育会編・発行、一九四二年、七九三—七九四頁
- 49 拙稿「郷土史の誕生と清洲城跡記念碑」『史蹟論』一二九頁。
- 50 『新愛知』一八九一年十一月一日号。
- 51 横田は一八九七（明治三十）年以後、北海道・香川・長野などの書記官などを歴任したが、一九〇七（明治四十）年には津島町長となっている（『津島町史』七八—七八二頁）。
- 52 海部郡淵高新田生まれ、津島正泉寺住職で、慈善事業に尽力した（『津島町史』七八二—七八三頁）。
- 53 加藤喜右衛門（一八五七—一九三三）は一八七九年津島村会議員、以後町会議員を数十年継続して務め、一八八三年海東海西両郡連合会議員、海東郡会議員、翌年には県会議員、震災の時には県知事から震災医士工委員を任命された。一八九二年九月から一八九四年三月まで衆議院議員（愛知県第六区選出、弥生倶楽部、当選一回）、その他愛知県農会副会長、名古屋雑穀炭取引所、名古屋蚕糸綿布取引所の各理事長、真宗生命保険株式会社専務取締役等を務める（『津島町史』七二九—七三一頁、衆議院・参議院編『議會制度百年史 衆議院議員名鑑』一九九〇年、一五九頁）。
- 54 岡本清三（一八五七—一九三三）は教師を経て、一八八六年村会議員、一八八八年県議員、一八九一年海東海西二十カ村連合村会議員、町会議長を経て、十一月には町長に就任したが、翌年四月辞職した。一八九一年郡会議員、一八九三年に津島銀行創立に参加、以後名古屋鉄道取締役など鉄道事業に関わる（『津島町史』七三二—七三三頁）。
- 55 水野長八（一八四六—一九〇〇）は一八八七年津島村戸長、翌年辞職、一八九三年津島銀行を創立し、頭取となった（同右書七三三頁）。
- 56 「震災死亡者招魂碑上右津郡牧田村地内建設願」『明治期岐阜県庁事務文書』三・二八一—二八二頁、岐阜県歴史資料館所蔵。この願書には、妙心寺派管長庵匡道の副書（三月二十九日付）及び多芸・上石津郡長高木貞正の添書（四月七日付）が付されていた。
- 57 県外からも理由はわからないが、浅井甚兵衛（大阪府豊前郡松井谷村）、発起者惣代鷺田新太郎（滋賀県野洲郡野洲村）が願書に署名していた。
- 58 「上石津郡牧田村震災死亡者招魂碑養老公園内へ移転ノ件」『明治期岐阜県庁事務文書』三・二八一—二八二頁。
- 59 「養老公園内ニ震災招魂塔建設願ニ対スル指令ノ件」『明治期岐阜県庁事務文書』三・二八一—二八二頁。足利のほか、多芸郡多岐村荘福寺住職丸毛月山、多芸郡日吉村大通寺住職国枝紹理、同村高木賢次郎、多芸郡上多度村日比四郎三郎、同村栗田慶之助、同村田中四郎、多芸郡養老村山幡七郎平、同村細川藤平、同村山幡清右衛門、多芸郡直江村松野健蔵、同村安田弥兵、多芸郡船着村安田藤蔵、同村渋谷代衛、同村谷伝之衛、多芸郡横曾根村安田道三郎、多芸郡高田町柏淵東、同町千秋庄六郎などが連名していた。
- 60 この審査案は、「招魂塔ナルモノハ如何ナル部類ニ属スルモノナルヤ、多少ノ疑ヒ無キ能ハズト雖モ、震災当時ノ惨況ヲ碑文ニ刻シ、後世ニ伝ヘントスルノ旨趣ハ、紀念碑同様之モノト見做シ処分スル」と述べており、招魂塔の性格について判断に苦しんだ形跡がある。
- 61 「震災死亡者記念供養場所新設願之儀ニ付安八郡役所へ照会ノ件」『明治期岐阜県庁事務文書』三・二八一—二八二頁。
- 62 五月六日付の岐阜県内務部第三課兵事係の手になる審査案が残っている。それによれば、昨年十月内務省へ何の上許可できない旨指令したので、これと同一の出願を行っても到底許可はなされないだろうと通知したとあり、前年からの動きであったことはわかる。
- 63 岐阜県歴史資料館「濃尾大震災の教訓」岐阜県歴史資料保存協会、一九九六年、八二頁。
- 64 「議會制度百年史 衆議院議員名鑑」二四頁、『岐阜市史』通史編近代、

三〇五頁。

65 『岐阜日日新聞』一八九二年十月十一日号の笠松仏教青年会の震災追
吊法会の記事参照。

66 『岐阜市史』通史編近代、三三七頁。

67 「愛国協会趣意及規約」『高木家文書』H1-4-18、名古屋大学図書
館所蔵。

68 「愛国協会特別会員(第一報)」、「愛国協会特別会員(第二報)」『高木
家文書』H1-4-19い、H1-4-19う。

69 圓徳寺は浄土真宗本願寺派に属し、震災一周年には追吊法会が各宗僧
侶を集めて執行された寺院でもある。そしてこの法会は震災記念堂建設
事務所が呼びかけたものであった(『岐阜日日新聞』十月二十八日号)。

70 『岐阜日日新聞』一八九二年十月二十八日号に、この募集法の規約集
成に関する広告がある。

71 『岐阜日日新聞』一八九三年十月二十五、二十八日号。

72 しかし記念堂開堂式は順調に開かれたわけではない。記念堂の本尊は
各宗の主要な発起人の協議によって決定の筈であったが、本派本願寺本
山から阿弥陀如来(行基作)を寄付されたため、これを本尊として觀世
音菩薩とともに安置しようとしたが、これに対して日蓮宗の僧侶が不服
を唱え、天野に強硬な談判を行い、一時はかなり混乱した。結局宮部某
の仲裁で本尊は阿弥陀とし、他に釈迦観音を並べ、記念堂の正面を雑居
地の如くすることで決着した。当日の供養には日蓮宗の僧侶だけが欠席
し、後日日蓮宗だけの追吊法会を営むことになったという(『岐阜日日
新聞』十月三十一日号)。

73 『岐阜日日新聞』一八九二年一月二十二日号。

74 『岐阜日日新聞』一八九三年十月二十五日号。

75 『岐阜日日新聞』一八九四年十一月十三日号。こうした神社の鎮震祭
に共通する仏教祈祷として、土砂法要(名古屋大須観音)や土砂加持
(中島郡一宮町地藏寺)も行われた(『新愛知』一八九二年十月二十六

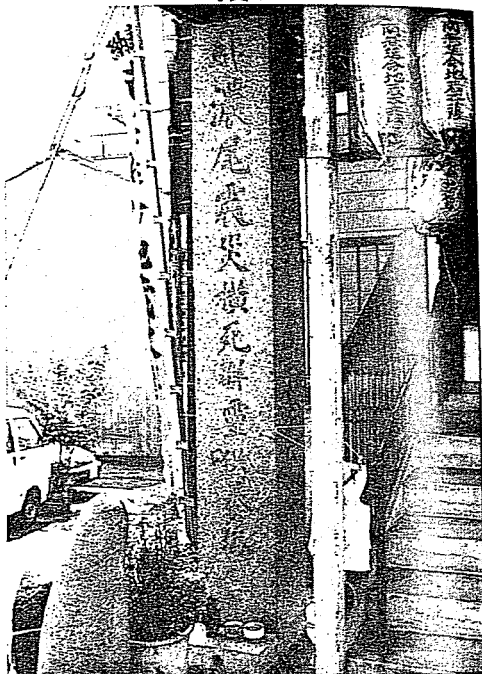
日、十一月十日号)。

写真2



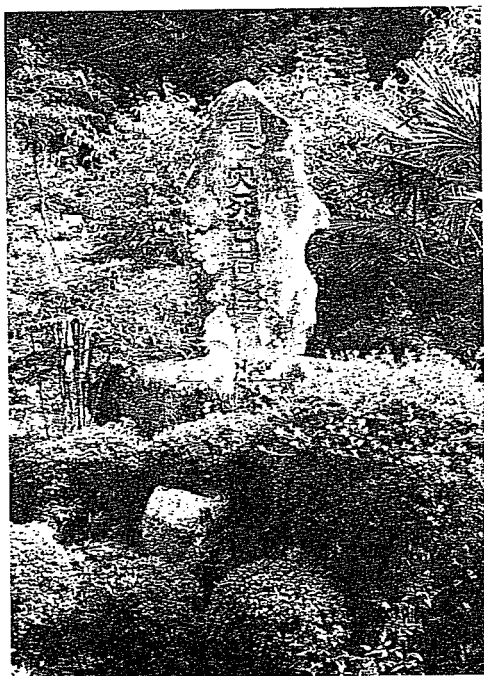
大垣市・震災横死者供養塔(上半部)

写真1



岐阜市・濃尾震災横死群霊供養塔

写真4



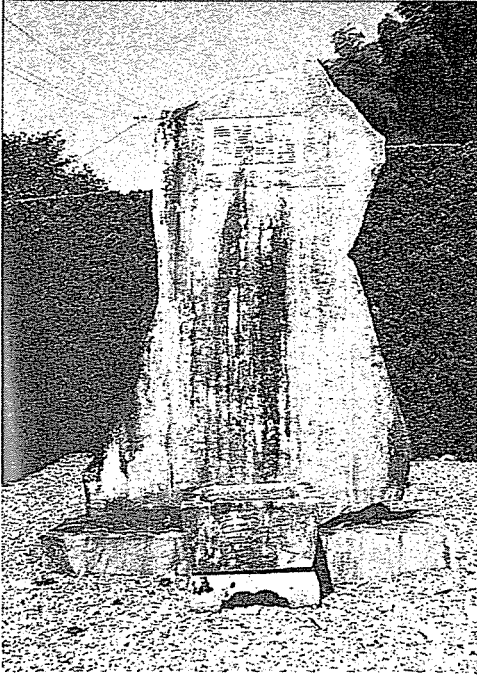
不破郡垂井町・震災死亡者之墳

写真3



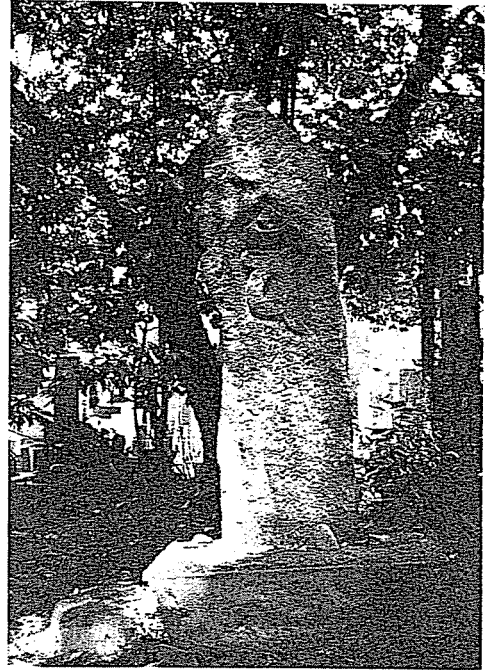
名古屋市・濃尾大震災横死者供養墳

写真6



岐阜市・大震罹災紀念碑

写真5



一宮市・震災亡靈菩提塔

写真8



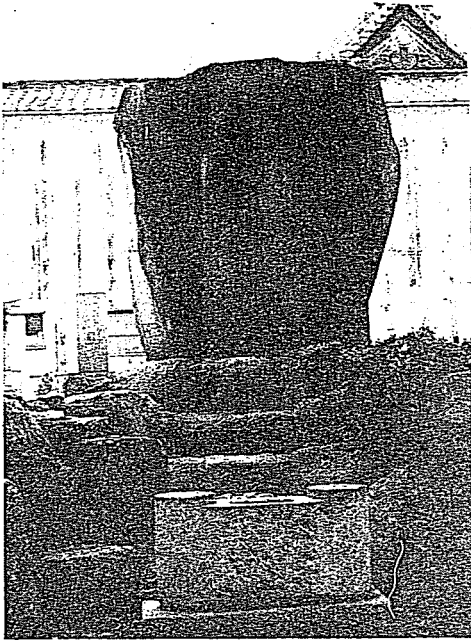
可児市・紀救舊功碑

写真7



岐阜市・金粟山震災碑

写真10



羽島市・大震災記念之碑

写真9



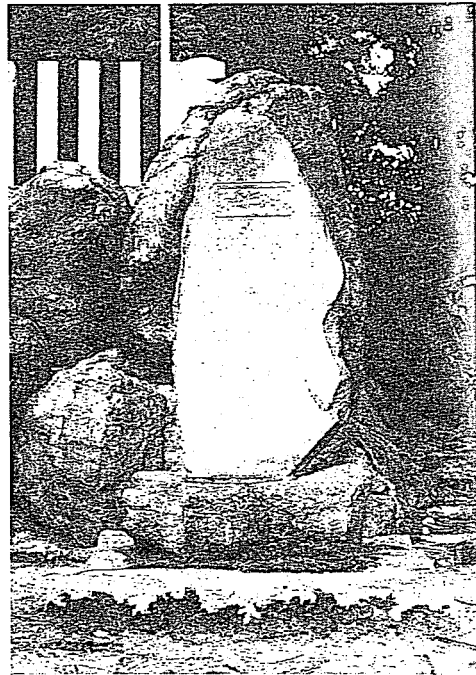
可児市・震災紀念之碑

写真12



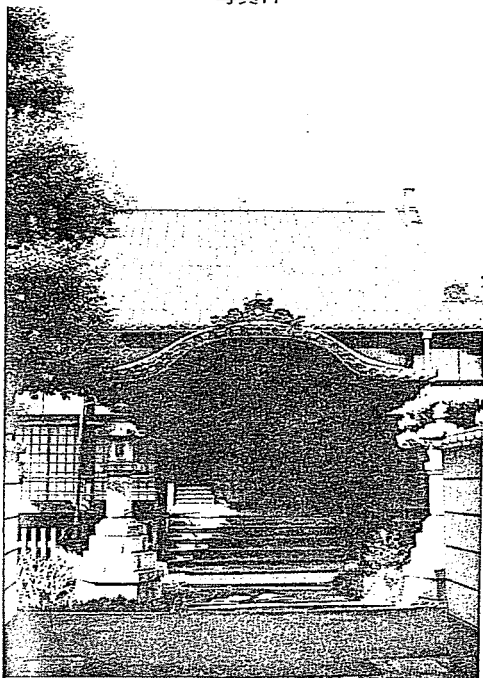
西春日井郡清洲町・大地震紀念碑

写真11



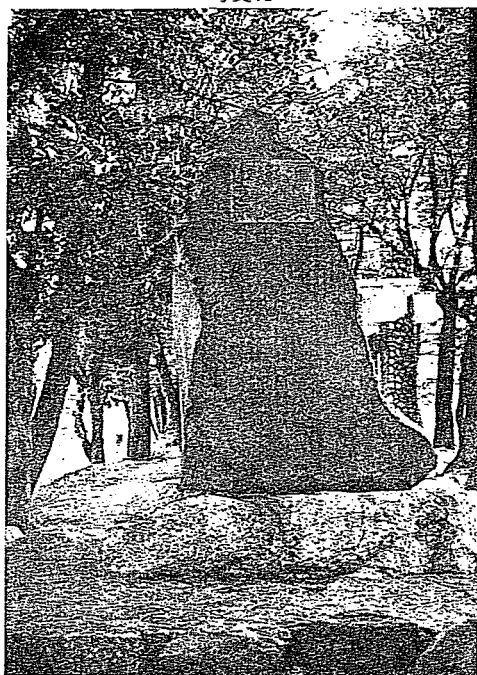
名古屋市・震災紀念碑

写真14



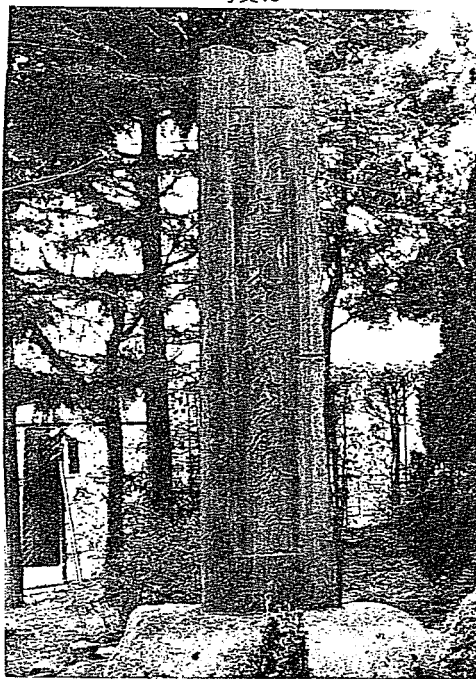
岐阜市・震災記念堂

写真13



津島市・震災記念之碑

写真15



大垣市・濃尾関東大震災横死者供養塔